

# 社会委員会通信

19

2005.3.6

発行：横浜港南台教会 社会委員会

〒234-0054

横浜市港南区港南台 7-8-29

Tel : 045-833-5323 Fax : 045-833-6616

2004 年度に計画された社会委員会の最後の学習会は、「憲法改正プロジェクトチーム『論点整理(案)』を読む」と題して行われました。参加者は 17 名(女性 13 名・男性 4 名)でした。

この「論点整理(案)」というのは、自由民主党政務調査会憲法調査会の憲法改正プロジェクトチームによって提案されたもので、昨年 6 月にホームページ上に公開され、大きな議論を引き起こしているものです。

【参考 <http://www.jimin.jp/jimin/kenpou/finish13.html>】

今回の学習会は、この「論点整理(案)」を読みながら、憲法改正(改悪)の問題点について、参加者でディスカッションをしながら進められました。「論点整理(案)」には、目を疑うような内容が多数あり、限られた時間内にすべての「論点」を議論することはできませんでしたが 司会(委員長)の交通整理のまずさもありませんでしたが 参加者からは活発で多岐にわたる意見と感想が語られました。決して多くはない参加者でしたが、私たちの関心を引き起こすような会になったと思います。ディスカッションの中で「今、私たちができることをしないと、憲法改悪は実現してしまう」という決意表明(?)もなされました。実際に、国会内の「改憲派」の勢力分布を考えると、憲

法改悪は政治日程になっていると言っても過言ではないでしょう(「改憲」・「護憲」というくりだけで憲法問題を論じることもおかしいのですが…)。今、私たちは考えなければならないことがあるのではないのでしょうか。

世の中が右旋回していく中で、教会もそこから自由ではなく、憲法問題に無関心ではいられないでしょう。第二次世界大戦中のドイツでも、そして日本でも、また現代のアメリカでも、キリスト教が戦争を後押しする役割を担ってきた事実に、私たちはキチンと目を向けるべきでありましょう。自衛隊の海外派兵が現実のものとなっている今日、教会とキリスト者の役割は大きいと思います。「世の中の教会」がどのように行動していくのかは、私たちにとって重要な課題です。「戦後 60 年」が再び「戦前」とならないためにも、私たちには平和のための祈りと行動が求められていると思います。そういう意味でも、今回の学習会は意味があるものでした。

学習会は、「論点整理(案)」の中でどこを中心に議論するかを列挙することから始めました。その中で議論をすることができた主な内容は、前文・1 条「天皇」・9 条「平和憲法」・20 条「信教の自由」・24 条「男女同権規定」についてでした。参加者の多数

の方に指摘されたのは、「案」が、「国民主権・平和主義・基本的人権の尊重」という現行憲法の三原則を「堅持していくべきである」と述べながらも、「改正」の狙いはむしろその逆に傾いているという指摘です。また、現行憲法が、戦時中に軍国主義に暴走した反省に立っているものであるのに対し、「案」ではむしろ、国の権利を拡張させ、国民の義務を強いるという性格のものであるという指摘が強くなされていました。

前文と1条に関しては「わが国の歴史、伝統、文化を踏まえた『国柄』を盛り込むべきである」と書かれています。この「国柄」とは「国体」を言い換えたものであり、内容的にも明治憲法に逆戻りであるような言説がふんだんに散りばめられています。現行憲法でも、国民主権より先に天皇について記されているという転倒　むしろ天皇制自体が国民主権に反する問題性　があります。しかし、「案」においては、象徴天皇制を「維持すべきもの」と述べ、さらに、「天皇の祭祀等の行為を『公的行為』と位置づける明文規定を置くべきである」というような神道の宗教行為を公的行為にまで押し上げようとする狙いが見えます(これは20条の信教の自由とも関連することです)。また、「天皇を元首として明記すべきか」というような、国民主権と真っ向から対立する考えが述べられています。また「案」には「見直すべき規定」として「政教分離規定(現憲法20条3項)を、わが国の歴史と伝統を踏まえたものにすべきである」と書かれています。「国柄」という言葉に象徴されるように、日本の文化や歴史を天皇制に強引

に結び付けようという狙いが見てとれます。

9条に関しては、学習会においては議論を深めることができず、残念な点ではありました。「案」においては「前文に盛り込むべき内容」として、「現行憲法9条の見直しを反映させ『一国平和主義』の誤りを正すとともに」と、平和憲法の精神を「一国平和主義」と矮小化させ、「安全保障」の「今後の議論の方向性」において「わが国は、国力に見合った防衛力を保有し…」あるいは「地域的安全保障における軍事的制裁措置への参加のルール…」などと軍事大国化への布石を敷こうとしているのが分かります。しかしながら、私たちはすでに自衛隊を海外へ派兵しているという事実があり、「解釈改憲」による9条の骨抜きが継続的に行われてきているということも認識しなければなりません。

また24条に関しては、現行憲法の「基本的人権の尊重」を「行き過ぎた利己主義的風潮を戒める」とし、「国民の権利および義務」における「見直すべき規定」として「婚姻・家族における两性平等の規定(現憲法24条)は、家族や共同体の価値を重視する観点から見直すべきである」と書かれています。これは、「案」全体に貫かれている思想でもありますが、「私」の権利を最大限に減らし、「公」の権利を最大限に増やすということであり、男女同権規定と9条との関係から言うと、性別役割分業を強化することによって、戦争ができる国家づくりを実現するためには　9条を変えるためには　24条が改「正」されるべきターゲットとして

あるということです。つまり、「男は戦場・女は銃後の守り」という戦争国家体制の準備が進められているというものです。また、これは天皇制の問題とも絡んできます。戦争ができる国になれば、戦死者が出てきます。その人たちは靖国神社に祀られ、「英霊」として称えられます。その英霊を統括するのは、他ならぬ天皇です。

「論点整理(案)」で提示されている事柄は、現行憲法の三原則を守るようなポーズを見せながら、実際は、天皇を中心にした

戦争ができる国家体制づくりに大きくシフトさせようとする内容であります。そこには、個人の自由は制限され、信教の自由は踏みにじられた未来が見えます。私たちは改めて「世の中の教会」について考えるべきではないでしょうか。祈り、行動することが求められているのではないのでしょうか。私たちの教会が再び過ちを犯さないためにも、私たちにはすべきことがあるのではないのでしょうか。

(社会委員長：K.A)



## 自民党憲法改正プロジェクトチーム「論点整理」抄録

### 総論

《21世紀にふさわしい憲法のあり方に関して》

新憲法は、21世紀の新しい日本にふさわしいものであるとともに、科学技術の進歩、少子高齢化の進展等新たに直面することとなった課題に対応するものでなければならない。同時に、人間の本质である社会性が個人の尊厳を支える「器」であることを踏まえ、家族や共同体が、「公共」の基本をなすものとして、新憲法において重要な位置を占めなければならない。

《基本的人権の分野に関して》

新しい時代に対応する新しい権利をしっかりと書き込むべきである。同時に、権利・自由と表裏一体をなす義務・責任や国の責務についても、共生社会の実現に向けての公と私の役割分担という観点から、新憲法にしっかりと位置づけるべきである。

### 前文

前文に盛り込むべき内容

現行憲法の基本原則である「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」は、今後ともこれを堅持していくべきである。ただし、「基本的人権の尊重」については行き過ぎた利己主義的

風潮を戒める必要がある。また、「平和主義」についても、現行憲法9条の見直しを反映させ「一国平和主義」の誤りを正すとともに、国を挙げて国際平和を推し進める姿勢を強調するなど修正が必要である。

わが国の歴史、伝統、文化等を踏まえた「国柄」を盛り込むべきである。

環境権や循環型社会の理念（持続可能な社会づくりの観点）などを盛り込むべきである。

社会を構成する重要な単位である家族に関する文言を盛り込むべきである。

利己主義を排し、「社会連帯、共助」の観点を盛り込むべきである。

国を守り、育て、次世代に受け継ぐ、という意味での「継続性」を盛り込むべきである。

## 国民の権利及び義務

### 公共の責務（義務）

社会連帯・共助の観点からの「公共的な責務」に関する規定を設けるべきである。

家族を扶助する義務を設けるべきである。また、国家の責務として家族を保護する規定を設けるべきである。

国の防衛及び非常事態における国民の協力義務を設けるべきである。

### 見直すべき規定

政教分離規定(現憲法20条3項)を、わが国の歴史と伝統を踏まえたものにすべきである。

「公共の福祉」(現憲法12条、13条、22条、29条)を「公共の利益」あるいは「公益」とすべきである。

婚姻・家族における両性平等の規定(現憲法24条)は、家族や共同体の価値を重視する観点から見直すべきである。

社会権規定(現憲法25条)において、社会連帯、共助の観点から社会保障制度を支える義務・責務のような規定を置くべきである。



### 社会委員会からのお知らせ

学習会にご参加くださった皆さんに御礼を申し上げます。ありがとうございました。12月の寿町支援のご協力に感謝いたします。支援の物資は2回に亘ってお届けいたしました。また、委員によるパトロールも参加することができました。来年度もよろしく願いたします。